

令和6年度 第12回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年3月10日（月）午後2時55分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（10名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員		7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
		10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（2名）	6番 山下 和子 委員	9番 横川 力 委員		
出席推進委員（8名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第48号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第49号議案 非農地の現況証明について 第50号議案 農用地利用集積計画の決定について 第51号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第52号議案 湯梨浜町地域農業経営基盤強化促進計画の策定について			
報告事項	第1号 農地法施行規則第29条第1項に係る農地転用（2アール未満の農業用施設）の届出について 第2号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会 農業委員会憲章 唱和	事務局 土海職務代理 事務局 長谷川会長 事務局	それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 6 年度第 12 回農業委員会の定例総会を開会します。 はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 1 番の土海政信 職務代理です。よろしくお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) ご着席ください。 それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。 (長谷川会長あいさつ 中略) ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 10 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長 (議長)	日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号 10 番の中村弘明委員、議席番号 11 番の蔵本孝広委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。
3 報告事項 第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について	(議長) 事務局	日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明してください。 会議書 2 頁です。 報告事項第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明します。

第 2 号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について	(議長) 事務局	次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 2-1 頁～2-2 頁) 番号 1 届出人は、原●●。土地の所在は、大字原——、——、——の 3 筆。地目はいずれも畑、面積は記載のとおりです。3 筆合計面積 907 m²の内、転用面積は 54.23 m²で、作業場及び倉庫を設置するものであります。 頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真の位置図です。中央付近に青色及び赤色で示している箇所です。該当地番 3 筆を青色で 1,2,3、その内、転用部分を赤色で示しています。作業場と倉庫の設置については、3 筆にまたぐような形で設置するものです。 次の 2-2 頁をお願いします。設置する作業場と倉庫の平面図、立面図を示しています。3 筆全体を黄色で囲っています。申請地内の南側に作業場 1 棟、面積 40.20 m²。倉庫 1 棟、面積 14.03 m²、合計面積 54.23 m²です。番号 1 は以上です。 再度、2 頁をお願いします。 (資料は 2-3 頁～2-4 頁) 番号 2 届出人は、羽衣石●●。土地の所在は、大字羽衣石——。地目は田。面積は 591 m²。その内、転用面積は 90 m²で、通作道を設置するものです。 頁をめくっていただき、2-3 頁が航空写真の位置図です。中央付近に青色及び赤色で示している箇所です。該当地番全体を青色で、その内、転用部分を赤色で示しています。設置する通作道は、申請地の南側の——番の田に行きやすくするためのものです。申請地の北側は、町道に接しています。 次の 2-4 頁をお願いします。通作道の平面図、横断面図を示しています。この図面は、下側が北の方角になります。該当地番全体を黄色で囲っています。設置する通作道部分を赤色で示しています。幅 3m、長さ 30m、面積 90 m²の通作道の設置です。 以上、2 アール、200 m²未満の農業用施設設置の届出の説明を終わります。 続きまして、報告事項第 2 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明してください。 会議書 3 頁です。報告事項第 2 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明します。
--	--------------------------	---

		5筆のうち、上から2筆が贈与、下3筆が売買による所有権移転です。 頁をめくっていただき、4-2頁が航空写真の位置図です。5筆を赤色で示し、1から5と記載しています。番号1の説明は以上です。 再度、4頁をお願いします。 (資料は4-3頁) 番号2 譲渡人は、鳥取市●●。譲受人は、鳥取市●●。土地の所在は、大字下浅津——、——、——。もう一筆、次の4-1頁の大字下浅津——の計4筆です。地目は、4筆とも現況と利用状況は、畑。面積は、記載のとおりです。権利取得後の経営面積は9アールで、贈与による所有権移転です。 頁をめくっていただき、4-3頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で示しています4筆で、1,2,3,4と示しています。なお、この4筆の農地に隣接する、1,2,3と4の間、青色で囲っている——番、この土地の地目は宅地で、地権者は、この案件の譲渡人です。譲受人は、現在は鳥取市に居住していますが、今年4月に、この宅地を取得して、その後居住します。併せて、これら4筆の農地も贈与により取得し、自家用野菜を栽培し、農地として管理していくものです。番号2の説明は以上です。 再度、4-1頁をお願いします。 (資料は4-4頁) 番号3 譲渡人は、大阪市●●。譲受人は、宮内●●。土地の所在は、大字下浅津——と——。地目は、台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、記載のとおりです。権利取得後の経営面積は3,031アールで、売買による所有権移転です。 頁をめくっていただき、4-4頁が航空写真の位置図です。左側に赤色で示している2筆です。番号3の説明は以上です。 再度、4-1頁をお願いします。 (資料は4-5頁) 番号4 譲渡人は、静岡県御殿場市●●と兵庫県西宮市●●の共有名義。譲受人は、倉吉市●●。土地の所在は、大字田後——。地目は、台帳 田、現況・利用状況は、畑。面積は、1,173㎡です。権利取得後の経営面積は11アールで、売買による所有権移転です。 頁をめくっていただき、4-5頁が航空写真の位置図です。中央に赤色で示している箇所です。
--	--	--

		現況が畑のため、譲受人は、果樹栽培をされる予定です。番号 4 の説明は以上です。 再度、4-1 頁をお願いします。 (資料は 4-6 頁～4-9 頁) 番号 5 譲渡人は、園●●。譲受人は、園●●。土地の所在は、大字園——、——、——、——、——の計 6 筆です。地目は、現況・利用状況は、畑。面積は、記載のとおりです。権利取得後の経営面積は 121 アールで、親子間の贈与による所有権移転です。 頁をめくっていただき、4-6 頁以降が航空写真の位置図です。まずは、4-6 頁が字——の航空写真の位置図です。右下に赤色で 1 と示しています。次の 4-7 頁が字——の航空写真の位置図です。中央付近に赤色で 2 と示しています。次の 4-8 頁が字——の航空写真の位置図です。中央下側に赤色で 3,4 と示しています。次の 4-9 頁が字——の航空写真の位置図です。下側に赤色で 5,6 と示しています。番号 5 の説明は以上です。 以上、この 5 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 (議長) 山田委員 事務局 山田委員 (議長) 清水委員 事務局 清水委員 事務局
		説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号 1 と 2 の案件の譲渡人である鳥取市●●は、この度財産をすべて処分されたということですか。 譲渡人は、鳥取市に在住で、今後も湯梨浜町に帰ってくる予定もないことから、売買や贈与により処分したいという意向での申請になります。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 番号 4 の案件について、譲受人の権利取得後の経営面積が 11 アールとなっていますが、初めて農地を取得されるのですか。 ご本人名義の農地の取得は初めてですが、倉吉市内において、家族名義の農地かどうかは不明ですが、これまで果樹栽培を 5 年間実施されていることを確認しています。 譲受人は倉吉市●●にお住まいですが、田後まで通われるのでしょうか。 車で 10 分程度の移動距離のようです。居住地である倉吉市●●から通われる予定です。現在、倉吉市内においても果樹栽培をされているようですし、申請地については、農地として管理をし

議案第 49 号 非農地の現況証明について	清水委員 (議長) (議長) 事務局 (議長)	ていくという約束を取っていますので、申請は受理しました。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。 次に、議案第 49 号「非農地の現況証明について」を議題とします。まずは、番号 1 の案件について、説明してください。 会議書 5 頁です。議案第 49 号「非農地の現況証明について」を説明します。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 今回、番号 1 と 2 の案件がありますが、いずれの地番とも平成 28、29 年度の農地パトロールの結果として、農業委員会として非農地判断をし、地権者に地目変更登記をしていただくよう通知発送をしている土地です。しかし、地権者側で農地以外への地目変更はされておらず、現在に至っています。この度、地権者から非農地証明の申請があったものです。 (資料は 5-1 頁～5-3 頁) 番号 1 申請人は、鳥取市●●。土地の所在は、大字南谷——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 384 m²です。耕作や管理ができなくなってから 50 年以上が経過し、原野化したものです。 頁をめくっていただき、5-1 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っている箇所です。頁をめくっていただき、5-2 頁が現地の写真です。北東側から、おおよそこの辺りということと撮影したものです。 次の 5-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っています。申請地周辺の台帳地目を記載しています。申請地の南側の地目は、畑となっていますが、現況は原野であると思われます。番号 1 の説明は以上です。 番号 1 の説明が終わりました。現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席
----------------------------------	---	---

	松本推進委員 (議長) 事務局	番号 15 番の松本勝男 推進委員より報告をしてください。 申請地は、写真にもありますように原野同然であり、これを農地として復元することは困難な状況です。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 質疑は、一括してお受けします。次に申請番号 2 について、説明してください。 再度 5 頁をお願いします。 (資料は 5-4 頁～5-8 頁) 番号 2 申請人は、園●●。土地の所在は、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 440 m²。大字園——と——。地目は、ともに台帳 畑、現況 原野。面積は記載のとおり。この 3 筆については、20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、原野化したものです。 もう 1 筆、大字園——。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 817 m²です。この 1 筆については、20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、山林化したものです。 頁をめくっていただき、5-4 頁が字——と字——の航空写真の位置図です。右下に赤色で 1,2,3 と示している箇所です。次の 5-5 頁が字——の航空写真の位置図です。右下に赤色で 4 と示している箇所です。 頁をめくっていただき、5-6 頁が現地の写真です。上の写真 2 枚は、字——と字——で、現況が原野の申請です。下の写真は、字——で、現況が山林の申請です。特に、上 2 枚の写真は、おおよそこの辺りということになります。 次の 5-7 頁が字——と字——の公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っています。次の 5-8 頁が字——の公図です。こちらも縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っています。説明は以上です。 (議長) 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 10 番の中村弘明 委員より報告をしてください。 申請地は、20 年以上前から耕作や管理がされておらず、写真にもありますように原野化、山林化している状況です。これを農地として復元することは困難な状況です。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 (議長) 以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
--	--------------------------------------	---

	事務局	めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、整理番号 1、15 から 22、31 の 10 案件は、原案のとおり意見決定を致します。 それでは、退席している 3 名の委員に入ってください。 (10 番 中村弘明委員、13 番 赤井 保推進委員、19 番 音田孝好推進委員 着席) それでは、3 名の委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 50 号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。 分割審議以外の案件です。新規と更新の契約がありますが、案件が多いため、新規契約のみを説明します。 6-3 頁です。整理番号 13、利用権の設定を受ける者、長江●●です。大字長江地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 4 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 14、利用権の設定を受ける者、長江●●です。大字長江地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 4 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 23、利用権の設定を受ける者、倉吉市の株式会社●●です。大字長江地内の記載の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 25、利用権の設定を受ける者、田後●●です。大字田後地内の記載の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 26 と次の 6-4 頁の整理番号 27、利用権の設定を受ける者、漆原●●です。大字漆原地内の記載の 6 筆の田を、新規で水稻栽培を 4 年間、無償での使用貸借です。 6-4 頁です。整理番号 30、利用権の設定を受ける者、宮内●●です。大字下浅津地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 32、利用権の設定を受ける者、長江●●です。大字長江地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 33、利用権の設定を受ける者、倉吉市の株式会社●●です。大字長江地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。 以上が新規であり、更新は記載のとおりですので説明は省略させていただきます。 分割審議以外のこれら案件の「農用地利用集積計画」についても、農業経営基盤強化促進法第
--	-----	---

議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について	(議長) 河井推進委員 事務局 河井推進委員 事務局 河井推進委員 (議長) 音田推進委員 事務局 音田推進委員 事務局 (議長) (議長) 事務局	18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 資料の右端に、県認の表記がありますが、これは県の認定農業者ということですか。 県から認定されている認定農業者です。 ちなみに、町内の方で、県の認定農業者はおられますか。 町内の方ではありません。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 6-3 頁の整理番号 14 について、利用権の設定を受ける者とする者が逆ではないでしょうか。 私が間に入って斡旋した案件ですが。 確認します。(退席し確認)書類を確認したところ、記載のとおりでした。 私が間違えていました。利用権の設定を受ける者とする者が逆ですので、修正をお願いします。 わかりました。そのように修正させていただきます。 皆さん、そのように修正をお願いします。 その他に質疑はございませんか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。 議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり意見決定を致します。ただし、整理番号 14 については訂正をお願いします。 次に、議案第 51 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。事務局より説明してください。 会議書 7 頁です。議案第 51 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。 次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、7-1 頁～7-2 頁) まずは 7-1 頁、利用権設定関係です。
--	---	---

		説明します。 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づき策定する地域農業経営基盤強化促進計画（「地域計画」）について、同法第 19 条第 6 項の規定により本委員会の意見を求めるものです。 別冊の資料 1 をご覧ください。まずは表紙です。 地域計画につきましては、計画に盛り込む目標地図の素案を農業委員会が作成することになっており、令和 6 年 9 月 13 日の定例総会において素案の確認をしております。全町を 6 地域とし、目標地図に位置付ける担い手を認定農業者と認定新規就農者とする事で決定し、町長部局に素案を提出しております。 その後、町長部局において検討され、この度、地域計画の案を作成されたので意見を求められたものです。 地域計画案の概要です。地域は 6 地域とし、泊地域、羽合地域①、羽合地域②、羽合地域①は、主に水田地帯、羽合地域②は、主に砂丘畑、樹園地です。東郷地域は 3 つの地域、舎人、東郷、花見とするものです。 地域計画策定時の目標年度は、4 年後の令和 10 年度とします。これは、市町村の農業経営基盤強化促進に関する基本構想の目標年度に合わせるよう県から指導があったことによるもので、県下全市町村の目標年度は、令和 10 年度となります。 目標地図については、農業振興地域の農用地区域内の農用地とします。これは、国県の補助金等の対象農地は、農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地とされているためです。計画策定時の目標地図は、各地域の現状地図とします。 地図の色分けです。認定農業者や認定新規就農者等の担い手の耕作地は青色、集落営農組織の耕作地は赤色、担い手や集落営農組織を除く、農振農用地区域内の農地、いわゆる個人の耕作地を黄色で分類するものです。なお、担い手の個人名や名称は、この意見聴取までは明記されていますが、この後の 2 週間の公告以降は、アルファベット表記されるものです。 令和 7 年 3 月末日までに、地域計画案の関係機関の意見聴取、2 週間の公告を行い、3 月 31 日までにホームページで地域計画の公告を実施されます。 令和 7 年 4 月以降は、必要に応じて地域での話し合いや計画の見直しが実施されるものです。それでは、各地域の地域計画案の概要を説明します。
--	--	--

		泊地域です。資料は 1 頁から 4 頁までです。まずは、1 頁です。農振農用地区域内の農地面積は 57.6ha。田畑の内訳は記載のとおりです。地域農業の現状及び課題は、イノシシによる鳥獣被害の増加や水田ではジャンボタニシの被害などについて記載されています。地域における農業の将来の在り方は、認定農業者や集落営農組織を中心経営体と位置付けるなどの記載があります。 担い手に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率及び将来の目標とする集積率とも 51.6%です。この数値は、分母を農振農用地区域内の農用地とし、分子を 2 頁に記載の地域内の農業を担う者一覧の合計経営面積としたものです。 2 頁です。目標を達成するためにとるべき必要な措置については、担い手に集積・集約化を進める。積極的に農地中間管理機構を利用する。国県の補助事業を活用し基盤整備事業を進めるといったものです。これについては、他の地域についてもほぼ同様の記載です。 地域内の農業を担う者一覧については、集落営農組織が 3、認定農業者が 5、認定新規就農者が 1、これらに該当はしないが農用地を継続的に利用する者、利用者が 2、合計 11 経営体、経営面積の合計は、現状、4 年後とも 29.7ha です。 4 頁が目標地図になります。冒頭説明しましたが、担い手が青色、集落営農組織が赤色、これ以外の農振農用地区域内の農用地が黄色で示してあります。 羽合地域①、主に水田地帯です。資料は 5 頁から 8 頁までです。まずは、5 頁です。農振農用地区域内の農地面積は 194.5ha。田畑の内訳は記載のとおりです。地域農業の現状及び課題は、集落営農組織による転作や大規模農家による水稻栽培。担い手は複数存在するが、区画が小さいなどについて記載されています。地域における農業の将来の在り方は、現状の水稻を中心とするなどの記載があります。担い手に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率及び将来の目標とする集積率とも 67.2%です。 6 頁です。目標を達成するためにとるべき必要な措置については説明を省略します。 地域内の農業を担う者一覧については、集落営農組織が 4、認定農業者が 10、これらに該当はしないが農用地を継続的に利用する者、利用者が 2、合計 16 経営体、経営面積の合計は、現状、4 年後とも 130.7ha です。 8 頁が目標地図になりますのでご確認ください。 羽合地域②、主に砂丘畑、樹園地です。資料は 9 頁から 12 頁までです。まずは、9 頁です。農振農用地区域内の農地面積は 83.3ha。田畑の内訳は記載のとおりです。地域農業の現状及び
--	--	--

		課題は、砂丘畑ではハウス栽培や芝生の栽培が行われている。廃園や荒廃地化が進んでいる。山間部では鳥獣による被害が発生しているなどについて記載されています。地域における農業の将来の在り方は、ぶどう等の果樹や、いちご、すいか、メロン等は新規就農者の確保を図るなどの記載があります。担い手に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率及び将来の目標とする集積率とも 15.8%です。 10 頁です。目標を達成するためにとるべき必要な措置については説明を省略します。 地域内の農業を担う者一覧については、認定農業者が 7、認定新規就農者が 1、これらに該当はしないが農用地を継続的に利用する者、利用者が 3、合計 11 経営体、経営面積の合計は、現状、4 年後とも 13.2ha です。 12 頁が目標地図になりますのでご確認ください。 東郷地域の舎人です。資料は 13 頁から 16 頁までです。まずは、13 頁です。農振農用地区域内の農地面積は 148.5ha。田畑の内訳は記載のとおりです。地域農業の現状及び課題は、水田は集落営農組織による大豆転作、認定農業者による水稻栽培。果樹園においては担い手や各農家による梨栽培が盛んである。ただし、離農、荒廃地化、鳥獣被害の増加などについて記載されています。地域における農業の将来の在り方は、果樹園の団地化を図るなどの記載があります。担い手に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率及び将来の目標とする集積率とも 40.5%です。 14 頁です。目標を達成するためにとるべき必要な措置については説明を省略します。 地域内の農業を担う者一覧については、集落営農組織が 2、認定農業者が 19、これらに該当はしないが農用地を継続的に利用する者、利用者が 1、合計 22 経営体、経営面積の合計は、現状、4 年後とも 60.1ha です。 16 頁が目標地図になりますのでご確認ください。 東郷地域の東郷です。資料は 17 頁から 20 頁までです。まずは、17 頁です。農振農用地区域内の農地面積は 137.0ha。田畑の内訳は記載のとおりです。地域農業の現状及び課題は、農業用施設の老朽化が進み、地区での管理が負担となっている。中心経営体の多くが果樹中心の経営であり、水田の引き受け手が少ないなどについて記載されています。地域における農業の将来の在り方は、離農された果樹園については、新規就農者の受入を促進するなどの記載があります。担い手に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率及び将来の目標とする集積率とも
--	--	---

	(議長) 岡本推進委員 事務局 岡本推進委員 事務局 岡本推進委員 (議長)	29.9%です。 18 頁です。目標を達成するためにとるべき必要な措置については説明を省略します。 地域内の農業を担う者一覧については、認定農業者が 14、これらに該当はしないが農用地を継続的に利用する者、利用者が 1、合計 15 経営体、経営面積の合計は、現状、4 年後とも 40.9ha です。 20 頁が目標地図になりますのでご確認ください。 東郷地域の花見です。資料は 21 頁から 24 頁までです。まずは、21 頁です。農振農用地区域内の農地面積は 172.9ha。田畑の内訳は記載のとおりです。地域農業の現状及び課題は、水田の形状、区画、規模に課題あり。鳥獣被害が年々増加しているなどについて記載されています。地域における農業の将来の在り方は、水田では集落営農組織において大豆転作の実施。離農された果樹園については、新規就農者の受入を促進するなどの記載があります。担い手に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率及び将来の目標とする集積率とも 42.8%です。 22 頁です。目標を達成するためにとるべき必要な措置については説明を省略します。 地域内の農業を担う者一覧については、集落営農組織が 3、認定農業者が 13、認定新規就農者が 1、これらに該当はしないが農用地を継続的に利用する者、利用者が 1、合計 18 経営体、経営面積の合計は、現状、4 年後とも 74.0ha です。 24 頁が目標地図になりますのでご確認ください。 以上ですが、この地域計画は必要に応じて見直しをされます。例えば、新たに認定農業者になられた方があれば追記されていくものです。説明としては以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 この計画は、産業振興課が近い内に公表されるのですか。 3 月 31 日までに、地域計画をホームページで公告されます。 公告される内容は、この資料ですか。 個人名や名称は公表されません。また、関係機関から、内容についての意見があれば、修正がかかるかも知れません。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 52 号「湯梨浜町地域農業
--	--	--

5 その他	(議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局	経営基盤強化促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 52 号「湯梨浜町地域農業経営基盤強化促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。 それでは、日程 5.その他に移ります。 (1) 3 月農家相談会の日程について、説明してください。 ○3 月農家相談会の日程について 3 月 13 日 (木) 午前 9 時～正午 担当：⑩ 中村弘明 委員、⑪ 蔵本孝広 委員、⑫ 倉本哲男 推進委員 (2) 令和 6 年度農地パトロール調査に基づく荒廃農地 (A 分類) の利用意向調査結果について、説明してください。 ○令和 6 年度農地パトロール調査に基づく荒廃農地 (A 分類) の利用意向調査結果について *資料 2 により内容説明 利用意向「農地中間管理事業を利用し貸付をしたい」への対応として、農業委員、推進委員によるあっせん活動の展開をお願いします。 (3) 令和 7 年度湯梨浜町農業委員会活動計画について、説明してください。 ○令和 7 年度湯梨浜町農業委員会活動計画について 資料 3、この活動計画については、事前配布しています。 *定例総会、農家相談会及び農地パトロール一斉調査日の日程は、1 月定例総会時に決定済 ただし、4 月の定例総会の正式日程については、この後決定してください。 *その他の活動計画について確認 ⇒長谷川会長より提案：認定農業者協議会との交流研修会について、青年会議にも呼びかけをしてみたい。産業振興課とも協議をしている。 ⇒その他は、記載のとおりで決定 (4) 4 月定例総会の日程について、説明してください。 ○4 月定例総会の日程について 4 月 10 日 (木) 午後 3 時～ 予備日を 4 月 11 日 (金) 午後 3 時～に設定していました。
-------	---	--

6 閉会	(議長) 事務局 (議長) 事務局 事務局 (議長) 事務局 (議長)	現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理、 ⑨ 横川 力 委員、⑫ 山上真治 委員、⑯ 山本正義 推進委員 ⇒協議の結果、日程を 4 月 15 日（火）午後 3 時～とすることで決定 (5) 第 5 次湯梨浜町総合計画審議会委員の選出について、説明してください。 ○第 5 次湯梨浜町総合計画審議会委員の選出について *資料 4 湯梨浜町総合計画審議会条例により、農業委員会委員から 1 名の選出 任期：委嘱日から計画策定終了まで ⇒立候補なし。協議の結果、長谷川誠一会長 を推薦決定 (6) その他について、説明してください。 ○「2024 年 農業委員会活動記録セット」の提出について 令和 7 年 3 月 31 日までの活動を記録したうえで、4 月 4 日（金）までに事務局へ提出してください。東郷支所、または泊支所経由の提出でも構いません。県への報告の関係から提出期限は厳守してください。 *2025 年版を配布します。4 月 1 日以降はこちらに記載してください。 ○農業委員、推進委員の法令等遵守の再確認について *リーフレットの抜粋説明 特に、個人情報の取り扱い、選挙運動の注意点について、再確認 その他に事務局からはございますか。 ありません。 その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和 6 年度第 12 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。 (閉会 午後 4 時 4 5 分)
------	--	---